

## 契約事務の改正内容について

平成23年7月1日より適用

改正事項	内容説明
前金払の割合の引上げ	<p>東日本大震災による地方自治法施行令及び同法施行規則の改正に合わせて、企業団発注工事等の前金払の割合を引き上げる。</p> <p>請負金額が130万円を超える建設工事 前金払の割合を請負金額の「40%以内」から「50%以内」に引き上げる。</p> <p>請負金額が50万円を超える工事に関連する業務委託(設計・測量等) 前金払の割合を請負金額の「30%以内」から「40%以内」に引き上げる。</p>